

議案第4号

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

平成28年11月29日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項中「100分の80」を「100分の90」に改める。

附則第5項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900

26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100

69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			

111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			
125		303,400			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900
2	128,800	180,700	202,300
3	129,800	182,200	203,700
4	130,700	183,700	205,000
5	131,700	185,000	206,300
6	132,700	186,500	207,700
7	133,700	187,900	209,100
8	134,700	189,300	210,500
9	135,500	190,700	211,900
10	136,500	191,900	213,500
11	137,500	193,200	215,100
12	138,600	194,300	216,500
13	139,400	195,500	217,800
14	140,400	196,600	219,300
15	141,400	197,700	220,800
16	142,400	198,800	222,100
17	143,500	199,900	223,100
18	144,700	201,000	223,900
19	145,900	202,000	224,800
20	147,100	203,000	225,800

21	148,200	204,000	226,700
22	149,400	205,100	228,200
23	150,600	206,200	229,500
24	151,800	207,200	230,600
25	153,000	208,100	232,100
26	154,500	209,000	233,400
27	156,000	209,700	234,700
28	157,500	210,600	236,000
29	158,900	211,500	237,100
30	160,400	212,700	238,300
31	161,900	213,700	239,600
32	163,400	214,600	240,800
33	164,900	215,300	241,900
34	166,700	216,500	243,200
35	168,500	217,600	244,300
36	170,300	218,800	245,500
37	172,100	219,600	246,800
38	173,800	220,800	248,000
39	175,500	222,000	249,300
40	177,200	223,100	250,600
41	178,800	224,000	251,600
42	180,200	225,200	252,900
43	181,600	226,200	254,000
44	183,000	227,300	255,300
45	184,500	228,400	256,200
46	185,900	229,500	257,300
47	187,300	230,600	258,500
48	188,700	231,600	259,500
49	190,000	232,600	260,700
50	191,200	233,700	261,900
51	192,300	234,800	263,100
52	193,500	236,000	264,000
53	194,600	237,100	265,100
54	195,700	238,100	266,200
55	196,800	239,000	267,400
56	197,900	239,800	268,600
57	199,000	240,800	269,500
58	200,000	241,800	270,500
59	201,000	242,800	271,600
60	202,000	243,700	272,600
61	203,100	244,700	273,700
62	204,000	245,600	274,800
63	204,900	246,500	275,700

64	205,800	247,400	276,800
65	206,500	248,200	277,700
66	207,300	249,000	278,500
67	208,000	249,800	279,300
68	208,800	250,500	280,100
69	209,200	251,300	280,900
70	209,800	251,900	281,700
71	210,100	252,400	282,500
72	210,700	252,900	283,200
73	211,000	253,100	284,000
74	211,600	253,500	284,700
75	212,100	254,000	285,500
76	212,900	254,500	286,300
77	213,100	255,000	286,900
78	213,800	255,400	287,400
79	214,300	255,900	287,900
80	214,900	256,400	288,300
81	215,600	256,700	288,700
82	216,100	257,000	289,100
83	216,700	257,300	289,600
84	217,400	257,600	290,100
85	218,000	257,800	290,500
86	218,600	258,000	291,100
87	219,100	258,300	291,700
88	219,800	258,600	292,300
89	220,300	258,800	292,600
90	220,900	259,000	293,100
91	221,500	259,400	293,600
92	222,000	259,600	294,000
93	222,400	259,900	294,400
94	222,900	260,300	294,900
95	223,400	260,600	295,400
96	223,900	260,900	295,900
97	224,500	261,100	296,200
98	225,000	261,400	296,600
99	225,500	261,600	297,100
100	226,000	261,900	297,600
101	226,400	262,200	298,000
102	226,900	262,400	298,400
103	227,500	262,700	298,700
104	228,100	263,000	299,000
105	228,500	263,200	299,300

106	229,000	263,400	299,700
107	229,500	263,700	300,100
108	229,900	263,900	300,500
109	230,100	264,200	300,800
110	230,500	264,500	301,200
111	231,000	264,800	301,600
112	231,500	265,000	301,900
113	231,800	265,200	302,100
114	232,300	265,500	302,400
115	232,800	265,700	302,700
116	233,300	265,900	302,900
117	233,600	266,200	303,100
118	234,000	266,500	303,400
119	234,400	266,800	303,700
120	234,800	267,100	303,900
121	235,200	267,200	304,100
122		267,500	304,400
123		267,800	304,700
124		268,100	304,900
125		268,200	305,100
126		268,500	305,400
127		268,800	305,700
128		269,100	305,900
129		269,200	306,100
130		269,500	306,400
131		269,800	306,700
132		270,100	306,900
133		270,200	307,100
134		270,500	
135		270,800	
136		271,100	
137		271,200	

備考 この表は、機器の運転操作その他事務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

第2条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。

第10条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に改め、同項中「扶養手当を受けている職員に更に第1項」及び「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第15条中「乗じたもの」の次に「から南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始

の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に1日の勤務時間を乗じて得た時間を減じたもの」を加える。

第16条の4第2項中「100分の90」を「100分の85」に改める。

附則第5項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第16条の4第2項及び附則第5項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第2号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「第2条改正後給与条例」という。）第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3

号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

- 5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。